

有限会社ウイング・ケアサービス 倫理綱領・行動規範

有限会社ウイング・ケアサービスの従業員は、法人の基本理念の具現化と、福祉関係法令の遵守を目指して、倫理綱領・行動規範を作成し、守ることを宣言します。

○ 利用者支援の原則

1. 【差別の撤廃】

私たち従業員は、利用者の人権擁護に努め、利用者一人ひとりをおもてなしに受容し、国籍、出身、出自、性別、年齢、信仰する宗教、文化的背景、社会経済的地位、障害や疾病の状態、性的指向、その他いかなる理由によっても差別をしません。

2. 【自己決定と個人の尊重】

私たち従業員は、利用者の個性を理解し、利用者自身の選択と決定を尊重しながら、利用者の自己実現と自立的な生活の実現を目指すと共に、サービス利用にあたっては本人の尊厳や利益が損なわれないよう、利用者主体の支援を行います。

3. 【平等な立場】

私たち従業員は、利用者的人格や行動を、情緒豊かに受容し、内面理解を通じて共感し合い、常に当事者意識を忘れずに、精神的な自立や意欲の向上を促しながら、人として平等な立場で支援します。

4. 【社会参加の支援】

私たち従業員は、利用者の市民としての権利を守るとともに、地域の中で、地域社会の成員としての役割を担いつつ、自立的で豊かな生活を送ることができるよう、地域社会を共有の財産として活用しながら、利用者の社会参加の支援と地域福祉の向上に努めます。

○ 従業員の基本姿勢〈利用者に対する倫理責任〉

1. 【利用者利益の優先】

私たち従業員は、職務の遂行にあたり、利用者の生活をより豊かにするため、利用者のライフステージに応じた安全・安心・満足を充足する支援サービスを最優先に考えます。

2. 【私的利用の禁止】

私たち従業員は、自己の私的な利益のために利用者との関係を利用しません。

3. 【傾聴と個人の尊厳の尊重】

私たち従業員は、利用者の声（訴え）に傾聴し、利用者的人格と自尊心を尊重した関わりを持ち、信頼関係を強めていくことを通して、利用者が安心と誇りを持つことのできる生活の実現をめざします。

4.【個人情報保護・秘密保持】

私たち従業員は、利用者及びそのご家族や関係者から個人情報を得る場合、その利用目的を明確にした上で、業務上必要な範囲にとどめるとともに、知りえた利用者及びそのご家族の情報の秘密の保持と適切な取り扱いに努めます。これは、何らかの事情で、利用者が利用を終了した場合や、従業員が職務を退いた後も同様とします。

5.【プライバシーの尊重】

私たち従業員は、利用者のプライバシーに最大限配慮したサービス提供を行います。また、関係者から情報を得る場合は、プライバシーを最大限尊重し、必ずその利用者から文書による同意を得てから行います。利用者の意思表示が困難な場合は、成年後見人や保護者・家族などの同意を得ることとします。

6.【知る権利】

私たち従業員は、利用者が自ら利用できるサービスや社会資源の内容について、これを制限してはならず、知る権利を大切にします。

7.【説明責任】

私たち従業員は、利用者が求める情報や支援に関わる必要な情報を適切な方法でわかりやすい表現を用いて提供し、活用できるように支援します。

8.【記録の開示】

私たち従業員は、利用者および成年後見人や保護者・家族などから記録の開示の要求があった場合、所定の方法で記録を開示します。

9.【体罰・虐待の禁止】

私たち従業員は、利用者に対して体罰・虐待は行いません。ここでいう体罰・虐待とは、直接・間接を問わず、利用者身体的および精神的苦痛を与える（与える可能性があることを含む）ことを指します。

10.【性的差別・虐待の禁止】

私たち従業員は、利用者に対して、性別・性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアルハラスメント、性的虐待を行いません。

〇 同僚との関わり（職員のチームワーク）〈実践現場における倫理責任〉

1.【最良の実践を行う責務】

私たち従業員は、サービス提供の現場において、最良の職務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮します。

2.【敬意と連携・協力】

私たち従業員は、利用者のニーズに最大限に応えていくために、相互の専門性を尊重し、敬意を払うとともに、常に迅速な「報告・連絡・相談」を行い、連携・協力し合

います。

3.【相互批判】

私たち従業員は、利用者のニーズに最大限に添えていくために、必要に応じて、真摯な態度で利用者支援の内容について相互批判していきます。

4.【社会的ルールの遵守】

私たち従業員は、関係法令や法人の定めた諸規定を遵守することはもとより、社会人としてのルール（モラル）も守ります。また、従業員間でのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは厳禁とします。

5.【通告義務】

私たち従業員は、本綱領から逸脱した行動をとり、利用者や従業員の権利、身体、財産等を侵害する場合、又は侵害する危険性のある事柄を知った場合には、これを放置せず直ちに通告します。また、通告した従業員に対し不利益が生じないよう最大限の配慮を行います。

○ 関係機関、家族、地域社会との関わり〈社会に対する倫理責任〉

1.【関係機関・家族との連携】

私たち従業員は、利用者の生活の質の向上や生活上の諸問題の解決のために、苦情解決の仕組みを活用しながら、関係機関や家族・保護者との連携を密にし、継続的に連携していきます。

2.【地域との連携】

私たち従業員は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域社会との関わりを持ち、理解と協力を得られるように努めます。

3.【情報開示とコンプライアンス】

私たち従業員は、本綱領の遵守が義務であり責任があることを自覚するとともに、地域社会の構成員として関係法令を遵守し、情報開示に努め、誰に対しても誤解を与えず、信頼関係の構築に努めます。

4.【環境保護】

私たち従業員は、業務上発生する環境への影響を考慮し、地域および地域社会の環境保全に向けて意識向上を図り、省エネルギーやリサイクル活動に取り組み、環境関連法の遵守に努めます。

○ 専門性への責任〈専門職としての倫理責任〉

1.【自己研鑽】

私たち従業員は、私たち自身への信頼に基づいて、社会から託された業務を全うしていくために、常に研鑽に努め、専門性を高めます。

2.【内省的姿勢】

私たち従業員は、自分自身の知識や技術の限界を認識し、謙虚な姿勢で業務に臨み、広く意見や教えを請い、関係者や関係機関と連携し、自分本位の支援に陥らないように常に自分自身の利用者支援の内容を省みて、利用者本位に改善しようとする姿勢を持ち続けます。

3.【地域福祉への貢献】

私たち従業員は、業務遂行によって得た専門的知識や技術を、地域社会の福祉の向上に役立てていきます。

4.【信用失墜行為の禁止】

私たち従業員は、その立場を利用した信用失墜行為を行いません。

○ 倫理委員会

1.【倫理委員会の設置】

私たち従業員は、本綱領が遵守されているか検証するため、また、通告等を受付け検証する機関として、管理責任者を委員長とする倫理委員会を設置します。

2.【倫理委員会の活動内容】 倫理綱領の見直しを行います。

本綱領を逸脱した事柄（恐れがあることも含む）を発見、検証し、改善、再発防止に向けた施策を提言します。

本綱領を逸脱した事柄（恐れがあることも含む）の通告を受付け、その通告を検証し、改善、再発防止に向けた施策を提言します。

苦情受付け事案の中で、定期的に調査を行い、権利侵害と疑われる事柄を検証し、改善、再発防止に向けた施策を提言します。

著しい逸脱行為などがあり、懲戒の対象と判断した場合は、取締役会に報告します。

○ 付 則

1.本綱領は、平成28年4月1日より施行します。また、本倫理綱領の改定については、倫理委員会にて改定案を作成し、取締役会での協議を経て、代表取締役の決議により行うものとします。

セルフチェック項目（従業員の皆様へ）

この倫理綱領に全てのことが網羅されているわけではありません。

日常の業務の中などで判断に迷った場合は、次の項目を確認し、自問自答してみてください。

- 利用者の期待に反していませんか？
- 法律や法人のルールに違反していませんか？
- 自分の良心の呵責に苛まれていませんか？
- ご家族が見て、あるいは、世間の尺度で見ても、恥ずかしいと思える行為ではありませんか？
- 問題があると思ってみても、他の人もやっている、あるいは、以前からやっているという理由でなんとなく継続していませんか？

従業員一人ひとりが、こうした基準で判断し行動することが、有限会社ウイング・ケアサービスの「信頼と誠実さ」を育み、未来へとつなげていきます。